

鳥取県弁護士会憲法シンポジウム

参加無料

生活保護法減額違憲違法訴訟 「いのちのとりで裁判」を学ぶ

2025年6月、最高裁判所は、生活保護利用者らが提起した訴訟において生活扶助基準の引下げの違法性を認め、保護費の減額処分を取り消す判決を言い渡しました。憲法は「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」（憲法25条1項）を保障しています。

このシンポジウムを通して、憲法が保障する「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」の重要性、本件訴訟の経緯を一緒に学び考えましょう。

講師：伊藤 建 弁護士

法律事務所Z代表弁護士・富山オフィス
富山県弁護士会所属

内閣府・消費者庁勤務、企業内弁護士等を経て、法律事務所Zを創立。訴訟戦略に強みを持つ。大阪大学大学院等で教鞭を執り、憲法・行政法訴訟にも注力。生活保護基準引下げ違憲訴訟では、弁護団の一員として最高裁における勝訴判決を支えた。



ゲストスピーチ

当事者の声を伺うため、「鳥取市生活と健康を守る会」角谷敏男会長及び同会会員によるゲストスピーチを予定しています。



日程

2026年 6月13日(土)

時間

13:30~16:00

開催方法

Zoomによる完全オンライン開催

定員

500名 (先着順)

参加
方法

当日までに鳥取県弁護士会ホームページ及びFacebook上に参加リンクを掲載予定です。いずれかをご確認の上ご参加ください。

ホームページ <https://toriben.jp/>

Facebook <https://www.facebook.com/tottoriken.bengosikai/>

主催：鳥取県弁護士会 共催：日本弁護士連合会 中国地方弁護士会連合会



鳥取県弁護士会
Tottori Bar Association

〒680-0011 鳥取市東町2-221

TEL 0857-22-3912 / FAX 0857-22-3920